

○宮崎大学産学官連携における秘密情報管理規程の運用に関する要領

平成 30 年 12 月 27 日
産学官連携リスクマネジメント室 決定

宮崎大学産学官連携における秘密情報管理規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、確認書の提出が必要な場合の範囲詳細については、次のとおりとする。

- 1 連携の相手方が提出する確認書は、原則として、共同研究又は受託研究の申込書を提出する契約の相手方のみが提出する。ただし、国の競争的資金等により、契約の相手方からの秘密情報の提供が明らかに行われない場合（資金提供のみ等）は、この限りでない。
- 2 共同研究又は受託研究においてコンソーシアム等を組織する場合、契約の相手方とは別の連携機関や連携企業は、原則、確認書の提出は不要とするが、秘密情報管理責任者が、秘密情報を管理する必要があると判断する場合は、秘密情報管理責任者の判断で適切な管理をするものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から実施する。